令和８年熊本地震により被災された方々を受け入れ支援します

令和８年熊本地震において、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、犠牲になられた方々のご冥福とご遺族の皆様に対し深くお悔やみを申し上げます。

雲南市では、令和８年熊本地震で被災された方々を受け入れ、支援制度を設け、生活再建の支援を行います。
詳細につきましては、各担当課へお問合せください。ご不明な点・お困りの点等ございましたら、被災者受け入れ総合相談窓口「市役所うんなん暮らし推進課」へご連絡ください。

雲南市受入被災者生活支援

当面の生活支援金を支給することで、その方の生活再建を支援します。

対象者

①令和８年熊本地震により、従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から雲南市に避難した世帯（者）
②支援金の交付を申請した日から１か月以上の期間、雲南市内の賃貸借住宅等（市営住宅、民間賃貸借住宅等）に居住する世帯（者）
上記①②の両方を満たす世帯（者）で、
令和９年３月31日までの入居者が支給対象です。

支給額・支給期間

一世帯につき、一月２万５千円
（世帯構成員が１名の場合は一月１万2500円）
を入居した月から起算して一年間を限度として支給
※2カ月に１度、２か月分を６回支給します。
※市内の親類宅や知人宅等で一時避難している世帯（者）は、賃貸借住宅等へ入居した時点で支給対象となります。

問い合わせ

政策企画部うんなん暮らし推進課
電話　０８５４－４０－１０１４
FAX　０８５４－４０－１０２９

市営住宅等への入居と家賃支援

市が管理する市営住宅等への入居が可能です

対象者

熊本地震の被災者であること
（罹災証明書で確認）

支援内容

全額免除：家賃・駐車場代
その他費用負担不要：敷金・退去修繕
支 援 期 間：１年間
※入居者の負担となるもの：
光熱水費、共益費、自治会費、家財道具等

提供可能な市営住宅

市営住宅７戸
※空き室の状況が変わりますので、随時ご相談ください

問い合わせ

建設部建築住宅課
電話　０８５４－４０－１０６５
FAX　０８５４－４０－１０６９

児童・生徒及び就学前児童の支援

雲南市に避難し、居住され、就学・入園等を希望される方を支援します。

市内の小学校・中学校に就学を希望される方

【支援内容】

・就学に必要な支援金の支給
・必要な教科書の無償提供
・転入児童・生徒の身体的、精神的ケアの支援
・給食費を１年間免除

【お問合せ】
教育委員会学校教育課
電話０８５４－４０－１０７２
FAX０８５４－４０－１０７９

市内の幼稚園・こども園・保育所に入園(所)を希望される方

【支援内容】

●幼稚園・こども園（1号児）※
・給食費を１年間免除

●保育所・こども園（2・3号児）※
・保育料を１年間免除

【お問合せ】
こども政策局こども政策課
電話０８５４－４０－１０４４
FAX０８５４－４０－１０７９

※1号児：お子さんが満３歳以上で幼稚園、認定こども園(幼稚園時間)を希望される場合
※2号児：お子さんが満３歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所、認定こども園(保育所時間)を希望される場合
※3号児：お子さんが３歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所、認定こども園(保育所時間)を希望される場合